

技能労務職員等の給与等の
見直しに向けた取組方針

秩父別町

平成21年3月

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ 平成20年4月1日現在

区 分	公 務 員					民 間			比較 (A) (B)
	人数	平均 年 齢	平均給料 月 額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平 均 年 齢	平均給与 月額 (B)	
秩父別町	2人	42.5歳	306,300円	349,800円	349,800円	自動車運転手	50.4歳	257,500円	1.36
北海道	—	46.3歳	307,413円	307,413円	307,413円	—	—	—	—
国	—	48.8歳	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	—	49.4歳	302,249円	325,327円	319,878円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、基本給と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4 「類似団体」は、人口規模、産業構造が類似している団体の数値です。

5 「民間データ」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの平成16年～平成18年の3カ年平均を使用しています。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ~23歳	24歳 ~27歳	28歳 ~31歳	32歳 ~35歳	36歳 ~39歳	40歳 ~43歳	44歳 ~47歳	48歳 ~51歳	52歳 ~55歳	56歳 ~59歳	60歳 以上	計
職員総数	0	1	2	8	7	8	9	6	4	6	4	0	55
うち運転手							1		1				2

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職員と同じ行政職給料表を適用しています。

(国家公務員の行政職給料表(一)の6級まで同じ)

イ 各種手当

一般行政職員と同様に、対象者には、扶養手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等を支給しています。

技能労務職のみに支給される特殊勤務手当はありません。

ウ 昇給基準

一般行政職員と同様に、毎年1月1日に勤務成績に応じ、4号俸（55歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給します。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の給与が民間に比べ高い水準となっていることを踏まえ、行財政改革を更に推進するため、民間委託の推進、事務事業の見直し等により技能労務職を廃止します。

3. 具体的な取り組み内容

(1) 定員について

行財政改革を推進する中で、秩父別町行財政集中改革プランにおける定員管理適正化計画により、職員数の目標達成に努めます。

技能労務職については、これまで同様退職者不補充及び一般職への任用替を行っていきます。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
職員総数	58 人	56 人	56 人	55 人	55 人
うち運転手	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人

(2) 給与について

技能労務職廃止までの間、給与については現行の取扱いとしますが、適正な給与制度の維持に向け適宜見直しを行います。

(3) 昇給について

一般職も含めたなかで、人事評価制度の導入に向けて検討していきます。

4. その他

今後も厳しい財政運営のもと、秩父別町行財政集中改革プランを柱に行財政改革を実行推進する中で給与・定員管理の適正化を図ります。

また、事務事業の見直しや、民間への業務委託などの検討を行いながら、行政の効率化に取り組んでいきます。